

Business News

第237号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。またBusiness Newsを定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、有限会社あいち経営コンサルタントの寄稿による「トラック運送事業者に関する行政処分基準の強化」の第3回（最終回）として、「停止車両割合の引き上げ」についてご案内します。

トラック運送事業者の行政処分基準の強化（3）停止車両割合の引き上げ

2018年7月1日より、自動車運送事業者（トラック、バス、タクシー）への行政処分基準が強化されます。今回は、トラックに関する行政処分の停止車両割合の引き上げについて、ご案内いたします。これは、「行政処分により使用を停止させる車両数の割合を最大5割に引き上げる」という、厳しい改正内容です。ケーススタディとして具体例で試算し、改正前後を比較してみます。

■行政処分の試算（例）

＜初違反の場合＞

- ・乗務時間等告示違反:16件
- ・健康診断未受診違反:50%未満(ドライバー10名のトラック運送事業者で、3名が未受診)
- ・社会保険等未加入:3名
- ・車両数 10台

【改正前】

- ・乗務時間等告示違反:16件 →「20日車の車両停止」
 - ・健康診断未受診違反:50%未満 →「警告」
 - ・社会保険等未加入:3名(一部未加入) →「10日車の車両停止」
- ＜合計＞「30日車の車両停止」=2台×15日間

【改正後】

- ・乗務時間等告示違反:16件 →「20日車の車両停止」
 - ・健康診断未受診違反:3名 →「40日車の車両停止」
 - ・社会保険等未加入:3名 →「40日車の車両停止」
 - ・1か月の拘束時間違反(293時間超)→「10日車の車両停止」
 - ・休日労働の限度違反(2週間に1回超)→「10日車の車両停止」
- ＜合計＞「120日車の車両停止」=5台×24日間（*）

(*) 今回の改正による「停止車両割合」の規制が適用されます。トラック運送事業者に対して最大で5割（事業規模、処分日車数により変動あり）、すなわち半分の車両が同時に停止されます。

上記のケースでは、(10台×5割=)5台が同時停止車両数になります。処分日車数を同時停止車両数で割ると(120日車÷5台=)24日、つまり、5台×24日間の車両停止処分となるわけです。改正前なら2台×15日間の車両停止が、同じ違反内容（いずれも初違反）でも改正後は5台×24日間の車両停止となるということです。

上記のケーススタディで、同じ違反が改正後は相当の重さ、経営ダメージになることをご理解いただけましたでしょうか。いまずぐ内部監査を実施して、自社の“隠れた”行政処分リスクを炙り出し、改善に着手しましょう。

※その他詳細は、国土交通省HPをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000338.html

(有限会社あいち経営コンサルタント)

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: keiei_support@ms-ins.com
三井住友海上火災保険(株) 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>
※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様に有益な情報を提供しています。 18-ニュース-277